

最 良 執 行 方 針

平成 17 年 4 月 1 日（制定）

平成 19 年 9 月 30 日（改正）

平成 25 年 6 月 3 日（改正）

令和 5 年 2 月 1 日（改正）

令和 5 年 10 月 1 日（改正）

丸 国 証 券 株 式 会 社

この最良執行方針は「金融商品取引法四十条の二」により、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社ではお客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関する指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約券付社債券、E T F（株価指数連動型投資信託受益証券）、R E I T（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第十六条の六に規定される「上場株券等」

※ 取扱有価証券（フェニックス銘柄）：当社では、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される取扱有価証券の注文はお受けしていません。

2. 最良の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に掛かる注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、P T S（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。

① お客様から委託注文を受注いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。

（a）上場している金融商品取引所市場が 1 カ所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

（b）複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取り次ぎます。※

※ 執行時点において、(株)Q U I C K社の情報端末(当社の本店でご覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぎます。

(c)(a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

当社では、「最も有利な価格が提示されている取引所金融商品市場等に注文を回送する、最良価格を検索するシステム(SOR)」は使用せず、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮します。

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性が高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられますが、当社でこのような執行をするためには最良価格を検索するシステムの開発等を行う必要があります。社内で検討した結果、システム開発等を行うためにはお客様にお支払いいただく委託手数料等の値上げが必要になり、期待できる価格改善の効果を上回ると考えたためです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらずそれぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客様から執行方法に関するご指示(執行する金融商品取引所市場のご希望等)があった場合は当該ご指示いただいた執行方法

② 端株及び単元未満株の取引

端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

以 上